

# 校庭・体育館使用についての注意事項

## ・ 学校使用時の注意

- 使用日時を守ってください。準備や後片付けの時間も使用時間に含みます。また、許可を受けた目的・場所以外は使用しないでください。
- 校庭はグラウンドの状態が不良の場合、使用は見合わせてください。
- 電気、水道を利用するときは、節電・節水に努めてください。
- 学校は駐車場が限られています。車で来場するときは、できるだけ乗り合わせて来ることとし、路上駐車や校庭駐車など、学校駐車場以外での駐車は絶対にしないでください。また、学校敷地内は徐行してください。
- 校門については、出入り時以外は常時閉めておいてください。
- 学校敷地内は禁煙であるため、喫煙はしないでください。敷地外周辺道路についても、歩行者の影響を考慮し、禁煙の御協力をお願いいたします。
- 学校周辺の民家や他の使用団体の迷惑となるような行為は絶対にしないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。
- 施設や器具は大切に扱ってください。なお、学校体育施設開放用の備品以外は使用しないでください。
- 学校体育施設開放用の備品に不具合がある場合や万一破損してしまった場合は、S&Dスポーツアリーナ羽村まで届け出てください。損害が生じた場合、使用者の責任において原状回復していただきます。
- 使用後は後かたづけや掃除を行ってください（体育館はモップがけ、校庭はグラウンド整備をし、石灰で引いたライン等は消してください）。掃除用具等についても、きれいに使用してください。
- サッカーゴールを移動して校庭を使用する場合、必ず元の位置に戻してください。また、その際に固定用の杭等が打ち込んでいる場合には元の位置に戻した後、必ず杭等を打ち込み、器具が動かないかどうかを確認してください。※杭は同じ穴に打ち込まないでください。
- トイレのスリッパは揃え、学校施設をきれいに使ってください。
- 体育館の使用後は、消灯、火気を確認したうえ、全ての窓・ドアに必ず鍵をかけ、機械警備装置を正しくセットしてから退館してください。（セットがうまくできなかつたときは早急に警備会社に連絡してください。）
- 体育館使用後は「学校施設使用日誌」を記入して、提出してください。

## ・ 使用取消し

- 予定日直前や当日の取消しが増えています。学校に連絡がつかない例もあります。取消しは可能な限り早くしてください。（使用日3日前までには、直接またはFAX、メールで取消しの連絡をしてください）

## ・ 学校体育施設使用団体打合せ会議

- 毎月開催される会議にできるだけ出席してください。
- 出席できなかつた場合は、毎月26日以降（休館日と重なる場合はその翌日）、使用日の1週間前までに申請することが必要です。
- 学校体育施設使用団体打合せ会議において、各団体の予約は公正・公平にお願い致します。新規使用団体にも均等に使用する機会があるよう、ご協力をお願いいたします。

羽村市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課（S&Dスポーツアリーナ羽村内）

住 所 羽村市羽加美1-29-5

TEL 042(555)0033

FAX 042(554)9974

メール s705005@city.hamura.tokyo.jp